

第14号議案

中間市行政不服審査会条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市行政不服審査会条例

### (設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、中間市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

### (会長)

第3条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員の除斥)

第5条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(57) 中間市行政不服審査会の委員

第6条中「第54号」を「第57号」に改める。

別表第2に次のように加える。

中間市行政不服審査会の委員		4,200円
---------------	--	--------